

日常生活用具の種目について

種 目		障 害 及 び 程 度	性 能	耐用年数	基準単価
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000
	特殊マット	療育手帳A以上、下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす （児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	原則として、附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練ベット （児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	上肢又は下肢の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000

自立生活 支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450 手すり 10,800
	T字状・棒 のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能障害を有し、歩行に障害が あって支持が必要な者		3年	3,000
	移動、移乗 支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹 機能に障害を有し、家庭内の移 動等において介助を必要とする 者	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態 を十分踏まえたものであって、 必要な強度と安定性を有する もの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作 の補助、移乗動作の補助、段 差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	頭部保護帽	平衡、下肢又は体幹機能障害 者で起立歩行時に頻繁に転倒 する者、又は知的障害を有し、 てんかんの発作等により頻繁に 転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの。施設利用者も可	3年	児・者 12,160 重度身体 36,750
	特殊便器	療育手帳A、上肢障害2級以上	足踏ペダルにて温水温風を出し 得るもの。ただし、取替えに当 たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の 感知及び避難が著しく困難な障 害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯）	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも警 報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500
	自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の 感知及び避難が著しく困難な障 害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯）	室内温度の異常上昇、又は炎の 接触で自動的に消火液を噴射し、 初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700

自立生活 支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800

情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	5年	110,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500
	点字器	視覚障害者		7年	標準型 10,400 携帯型 7,200
	点字タイプライター	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	115,000
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	触読式 10,300 音声式 13,300

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71,000 FAX 35,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障害者	施設利用者も可	5年	電動式 72,000 笛式 5,000
	福祉電話（貸与）	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。	—	—
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。	—	—
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	6年	1,030,000
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。	—	実費相当分

情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピュータ	上肢障害2級以上、又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。（プロテクター、プリンター等を付帯することができる。）	6年	142,500
	重度障害者用意思伝達装置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	450,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう・直腸機能障害の者 ストーマ造設者	施設利用者も可	—	消化器系 13,000 尿路系 15,000
	収尿器	脊髄損傷等により排尿障害者		—	8,500
	紙おむつ等	高度の排便、排尿機能障害のある全身性障害者等	施設利用者も可 福祉相談センターの判定を受けること	—	紙おむつ 12,000
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	200,000

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。